

令和6年度 第1回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和6年5月15日(水) 午後1時～午後2時5分
2. 場 所 : 会津若松市役所 栄町第二庁舎 2階第3会議室
3. 議 事 : 諮問案件
 - (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について(課税限度額の改正)報告案件
 - (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について(応益割に係る軽減判定基準の改正)
 - (2) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

4. 委員会出席者(敬称略)

会 長	中澤 真	(議長)
副会長	平野 淳子	
委 員	五十嵐 公一	
委 員	江川 清	
委 員	渡邊 市雄	(議事録署名人)
委 員	安部 幸子	
委 員	矢吹 孝志	
委 員	佐藤 隆	
委 員	小柴 誠	
委 員	高橋 慶彦	
委 員	湯澤 広行	
委 員	山崎 雄一郎	
委 員	二瓶 優子	(議事録署名人)
委 員	梅津 竜	
委 員	武藤 理恵子	

(以上17名中15名出席)

5. 事務局出席者

健康福祉部	部長	山口 勝彦
国保年金課	課長	二瓶 睦
国保年金課	主幹	上田 裕司
国保年金課	副主幹	井上 雅文
国保年金課	副主幹	芳賀 智基
国保年金課	副主幹	大江 陽子
国保年金課	主査	塚原 奨
健康増進課	主幹	長谷川 恵
高齢福祉課	主幹	中里 圭輔
高齢福祉課	主任技査	宇内 裕美子

<議 事>

- 会 長 議事に入る。初めに会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。
- 各委員 異議なし。
- 会 長 渡邊 市雄委員、二瓶 優子委員の2名を指名する。
- 事務局 それでは、諮問案件(1)について事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局 諮問案件(1)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。
- 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、本市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。内容であるが、担税能力に応じた負担を求めるため、国の基準に準じて国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものである。国民健康保険税は、基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成されている。そのうち、後期高齢者支援金分を現行の22万円から24万円に引き上げるものである。2万円の引き上げについては国の判断により政令で定められている。課税限度額について現行104万円が、改正後は106万円となるものである。
- 改正の影響であるが国保税課税額として約200万円の増収となる見込みである。影響する世帯数は114世帯で、全体の約0.75パーセントとなる。
- 施行期日は、公布の日から施行するものである。
- 適用区分は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものである。
- なお、5～6ページに条例の新旧対照表を掲載している。
- 会 長 質疑に移る。質問、意見はあるか。
- 矢吹委員 政令が公布されている中で、市の条例改正への裁量権はあるのか。
- 事務局 裁量はある。法の定めでは政令に定める金額の範囲内で条例で定めるところとされている。これを踏まえて、本市では毎回限度額まで改正してきた。なお、県内他自治体においても同様である。
- 江川委員 改正の影響で約200万円の増加の根拠は。
- 事務局 令和6年2月末時点の被保険者の状況で試算し、114世帯が限度額に達し、その増額分を集計し約200万円を算出したものである。
- 江川委員 具体的な計算は。どのように算出したのか。
- 事務局 現在の限度額は104万円であり、限度額に達すればそれ以上は課税できないことになっている。今回の改正で2万円を引き上げることで、どれだけ増加するか差額を計算した結果、約200万円となった。
- 会 長 114世帯がすべて2万円増えるわけではなく、計算した結果約200万円の差額が生じるということでよろしいか。
- 事務局 そうである。なお、算出方法について補足すると、全世帯について限度額の106万円を適用し、その金額の合計を算出し、改正前と改正後について計算した結果、約200万円という差が生じたものである。
- 江川委員 細かい数字は公表できないのか。

会 長 細かい数字というのは、具体的には2万円増える世帯がどれくらいあるのか、1万5千円増える世帯がどれくらいあるのかということか。そのようなデータは出せるのか。

事務局 集計していないためデータは出せない。

江川委員 了解した。

会 長 その他ないか。

それでは、お諮りしたい。諮問案件(1)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について、異論がないので、本日答申することとしていかがか。

各委員 異議なし。

会 長 答申については、本日の最後に行く。

次に、報告案件の(1)および(2)について事務局より一括して説明を求める。

事務局 まず、報告案件(1)について、地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税の軽減判定所得基準の改正を行うものである。低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の応益割である均等割及び平等割の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。5割軽減の基準について基準額43万円に被保険者数に応じて加算する金額29万円を29万5千円に、2割軽減の基準について同様に加算する額53万5千円を54万5千円とするものである。

改正の影響であるが、課税額が約220万円減少する見込みで、減少する世帯数は117世帯で全体の約0.77%となる。なお、軽減分については、保険基盤安定制度により県が4分の3に相当する額を負担し、残り4分の1は市の一般会計からの繰入となり全額補填される。なお、一般会計からの繰入分については全額交付税措置される。

施行期日は、公布の日から施行するものであり、適用区分は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものである。なお、5～6ページに条例の新旧対照表を掲載している。

次に、報告案件(2)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について報告する。本市では、令和4年度より高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善への対応について一体的に行ってきた。その趣旨は高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援に取り組むものである。令和4年度は1つのモデル地区において実施、令和5年度は3つのモデル地区において実施、今年度は市内全域で実施するものである。令和5年度の取組状況と成果について、個別的支援では、低栄養防止・生活習慣病の重症化予防で36名に対し栄養指導や保健指導を実施し、23名の方が医療機関受診につながった。また、健康状態が不明な高齢者の実態調査と支援について62名の方に訪問指導や電話相談を実施し、39名が医療や介護のサービスにつながった。会場における体力測定・健康教室については、フレイル予防教室を6団体で11回開催し、延べ120名の参加があった。また、フレイルチェックを3会場で6回開催し、延べ118名の参加があった。体力測定等により自身の筋力低下等の状態を知り、フレイル予防の大切さを知

る機会となったとの意見をいただいた。

次に、今年度の実施内容については、個別的支援として、①健康診査の受診結果や治療中断等により支援が必要な方に対し、訪問や電話等による健康相談・保健指導等の支援を行う。②健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援として、健康診査、医療、介護に繋がっていない高齢者を把握し、必要なサービスや支援に繋げる取組を行う。また、会場における体力測定・健康教室として、介護予防ボランティアや地域包括支援センターと連携して取り組んで行く。具体的には、①フレイル予防教室の実施として、地域サロン団体等に対し、栄養・口腔・運動等のフレイル予防の普及啓発や健康教育・相談を行う。②フレイルチェックの実施として、体力測定等を実施し、栄養状態や筋力低下等、高齢者の個別の状況に応じ、医療機関や健康診査の受診勧奨、介護サービス等の利用勧奨を行うものである。

事務局 資料1 会場における体力測定・健康教室について担当より説明する。
令和5年度の取組状況については3圏域で実施し、フレイル状態に近い人を発見し、地域包括支援センターと連携し支援にあたった。

今年度の実施予定について、1年間を通し、全圏域で取組を実施するものである。フレイルチェックについては、地域の方が集まりやすいスーパーやドラッグストアなどで実施する。健康にあまり関心のない人でもフレイルチェックを受けてもらえるような体制を取りながら、地域包括・高齢福祉課・健康増進課・国保年金課が連携を取りながら進めていく。

会 長 質疑に移る。質問、意見はあるか。

五十嵐委員 健康教室への参加者数を増やすために、九州のある山間部の自治体では、教室のあとに移動販売を実施しているという報道を聞いた。このような「付加価値」をつけることで参加者数が増え、介護保険料が下がったという話も聞いている。住民の方が喜んで参加するための仕組みとして「付加価値」をつけてみては良いのではないか。

事務局 貴重な意見として今後の計画の参考とする。

阿部委員 保健委員会との連携はどうなっているか。

鶴城地区の保健委員会では何をすれば良いか分からないという意見を聞いた。フレイル教室などを連携して開催すればたくさんできるようになるのではないか。横のつながりを大事にしてほしいと思うがどう考えているか。

事務局 健康増進課との関わりが深い保健委員会であり、一体的実施は庁内では高齢福祉課・健康増進課・国保年金課の3課が連携して進めていくものなので、そうした連携も考えていきたい。

阿部委員 庁内での連携はどうなっているか。単発でそれぞれやっているようで、大きな目的のために連携して取り組んでいくことはないか。

事務局 一体的実施については、国保年金課・高齢福祉課・健康増進課の3課で進捗状況の確認や課題の共有など定期的な担当者会議を通じ、連携しているところである。保健委員会との連携についても、今後地域の組織とどの

ように連携していくかとの観点から考えていきたい。

阿部委員 保健委員会の中には活動が少ない地区がある。そうした地区は何をやればいいのか分からず活動ができないので、こうした事業の働きかけを行ってはどうか。

事務局 保健委員会の活動の度合いは地区によって様々である。活動の少ない地区にも働きかけをしながら、連携を考えていきたい。

渡邊委員 河東圏域のフレイル予防教室はどこでやったのか。

事務局 高塚の葉山団地のサロンで行った。

渡邊委員 地元のサロンでもフレイル予防教室を開催できるか。

事務局 フレイル予防教室については1年度につき1団体、次の年度は別の団体という形で地道に広めていくこととし、地域包括とともに対象サロンを決定しているものである。今年度は対象団体が決定されており、「介護予防講座」でも同様のものを実施しているので、そちらのご利用をお薦めする。

渡邊委員 健康に関心のある人は多いので、より多く広げてほしい。

会 長 フレイル予防教室で受け入れられる人数はどのくらいを想定しているのか。複数団体を受け入れられるような体制なのか。

事務局 フレイル予防教室は1圏域、1年度につき1団体としている。1年度1団体では少ないのでは、という意見は承知しているため、講師の健康教育として「介護予防講座」を実施していることから、こちらの広報もしていきたい。

フレイルチェックは地域包括に委託しており、1会場2回以上で実施し、包括によっては複数の会場で開催している。

会 長 人数の制約が生じてしまうのは会場の収容人数の関係なのか、またはスタッフの数が足りないのかどちらか。

事務局 両方である。会場の問題もあり、スタッフも限られた人数でやっている。スタッフだけでは賄えないため、市民の方から介護予防ボランティアを養成し、協力いただきながら実施している状況である。

会 長 了解した。

その他あるか。

円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。